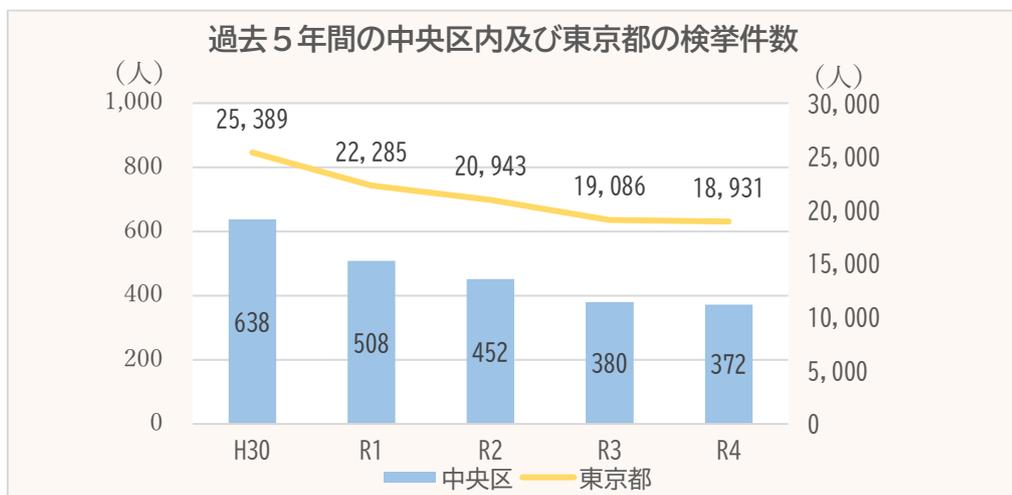


犯罪や再犯防止を取り巻く状況

(1) 中央区の現状

ア 刑法犯検挙の状況（20歳未満の者を除く）

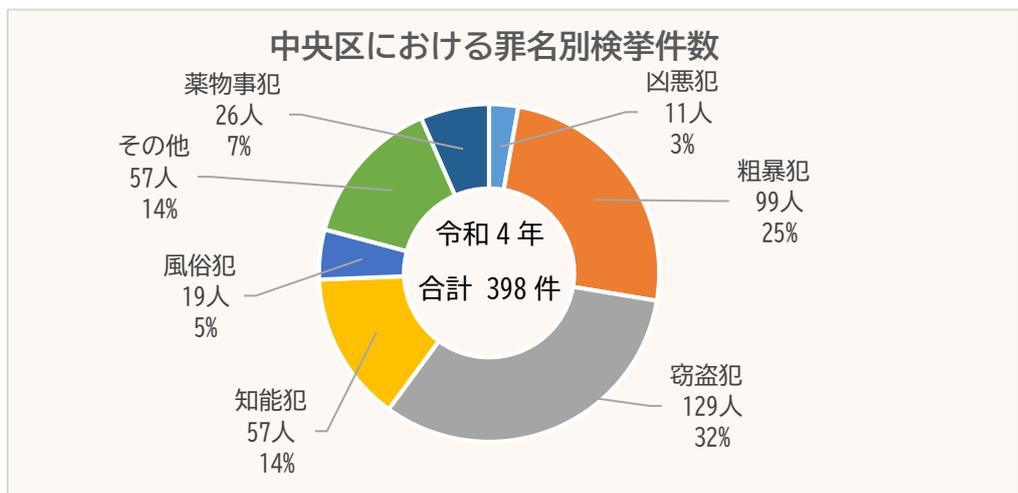
中央区内の警察署における過去5年間（平成30年から令和4年）の刑法犯検挙件数は、平成30年度の638件をピークに年々減少しており、東京都における検挙件数と同じ傾向で推移しています。



(法務省東京矯正管区提供データを基に作成)

イ 罪名別検挙件数（20歳未満の者を除く）

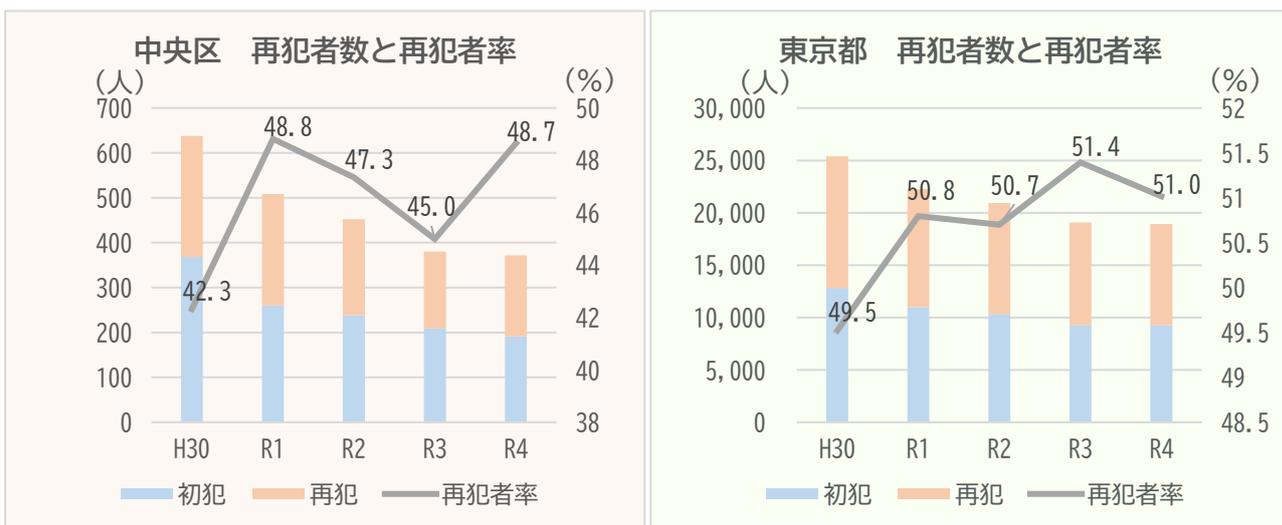
令和4年の刑法犯及び薬物事犯検挙件数 398 件のうち、窃盗犯が 129 人と最も多く、全体の3割強を占めています。



(法務省東京矯正管区提供データを基に作成)

ウ 再犯者数と再犯者率の状況（刑法犯総数 20歳未満の者を除く）

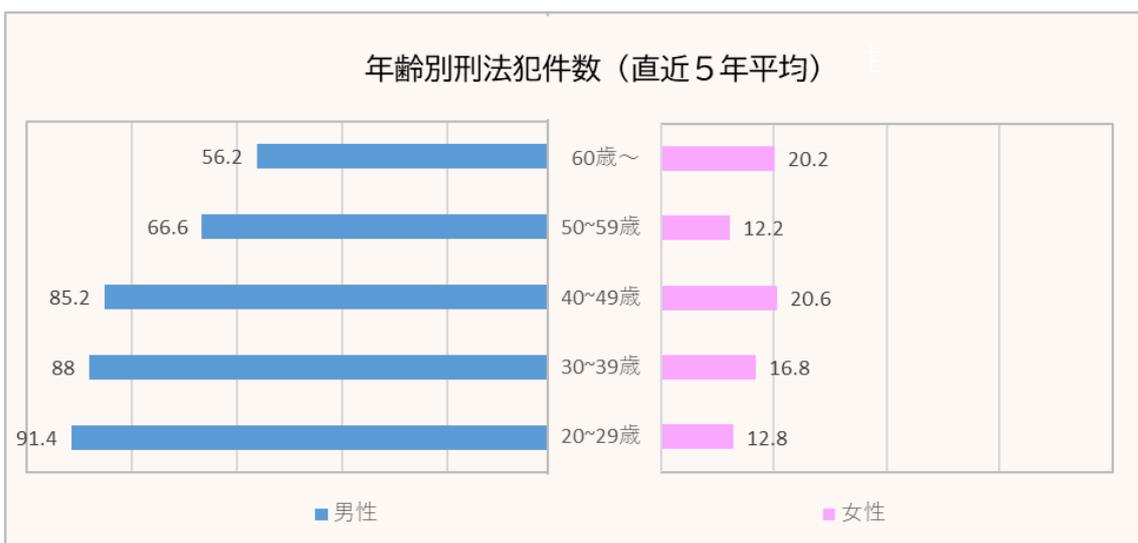
過去5年間（平成30年から令和4年）の中央区内の成人刑法犯検挙総数に占める再犯者数の割合（再犯者率）は約46%です。東京都における平均（50.6%）より低い水準ですが、検挙者のうち約2人に1人が再犯者となっています。



（法務省東京矯正管区提供データを基に作成）

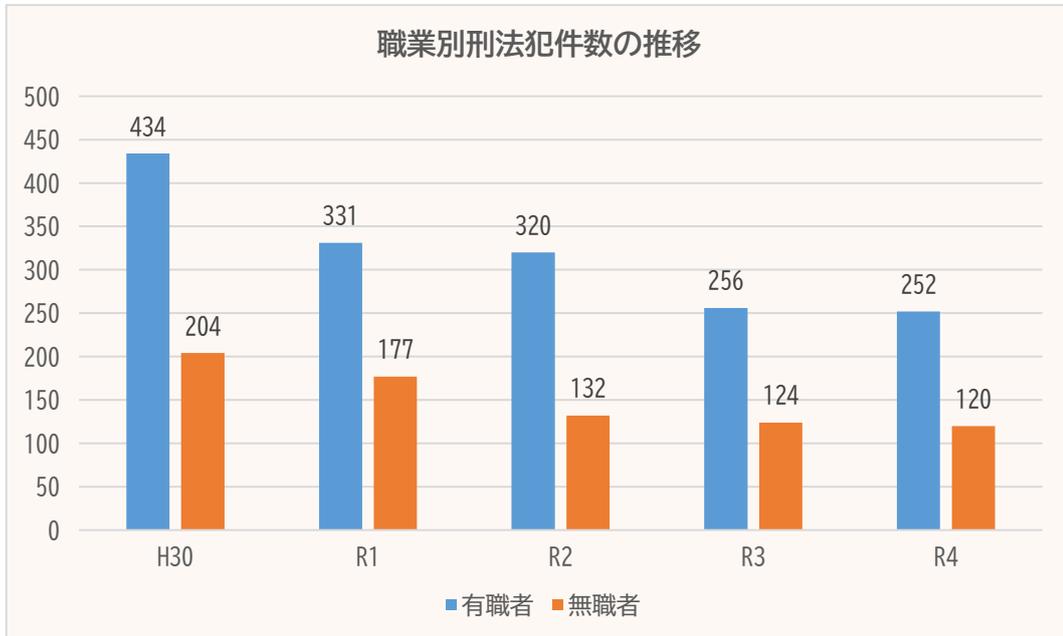
エ 犯行時の年齢別刑法犯件数（20歳未満の者を除く）

男性は「20～29歳」が最も多く、49歳以下が約7割を占めています。女性は「60歳以上」と「40～49歳」が多い傾向となっています。



（法務省東京矯正管区提供データを基に作成）

オ 犯行時の職業別刑法犯件数の推移（検挙人員数 20 歳未満の者を除く）
 職業別での検挙人員は、有職者が無職者のおおむね 2 倍で推移しています。



（法務省東京矯正管区提供データを基に作成）

カ 保護司と保護観察者の現状

中央区の保護司の定員は 60 人です。充足率（定数に対する割合）は 63%と 70%の間で推移しています。

保護司の状況

	H31	R2	R3	R4	R5	R6
人員数 (人)	42	38	39	40	40	41
定員 (人)	60	60	60	60	60	60
充足率 (%)	70.0	63.3	65.0	66.7	66.7	68.3

（中央区保護司会データを基に作成 人員数は毎年 1 月 1 日現在）

(2) 国と東京都の取組

ア 再犯防止推進法における基本理念

再犯防止推進法は、第3条に以下の「基本理念」を掲げています。再犯防止施策の実施者である国及び地方公共団体が目指すべき方向・視点は、この基本理念を踏まえて設定することとされています。

基本理念（再犯防止推進方法第3条）

- 1 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。
- 2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導員をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。
- 3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。
- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

イ 国の取組

国の再犯防止推進計画（以下「国計画」と言います。）においては、「5つの基本方針」と「7つの重点課題」を設定して取組を進めることとしています。

【策定状況】

- ① 再犯防止推進計画（平成 29 年 12 月 15 日閣議決定）
計画期間 平成 30 年度～令和 4 年度
- ② 第二次再犯防止推進計画（令和 5 年 3 月 17 日閣議決定）
計画期間 令和 5 年度～令和 9 年度

【国 5つの基本方針】

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者とともに歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯を防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、再生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

【国 7つの重点課題】

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

ウ 東京都の取組

東京都の再犯防止推進計画（以下「都計画」と言います。）においては、国計画の「5つの基本方針」を踏まえ、次のとおり重点課題を設定して取組むこととしています。

【策定状況】

- ① 東京都再犯防止推進計画（令和元年7月策定）
計画期間 令和元年度～令和5年度
- ② 第二次東京都再犯防止推進計画（令和6年3月策定）
計画期間 令和6年度～令和10年度

【重点課題】

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 非行の防止・学校と連携した修学支援等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 再犯防止のための連携体制の整備等